

## ○ 室蘭市都市公園条例等の一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

(仮称)入江運動公園テニスコート建設工事の着工に伴い、建設用地となる入江運動公園多目的運動広場を廃止するもの

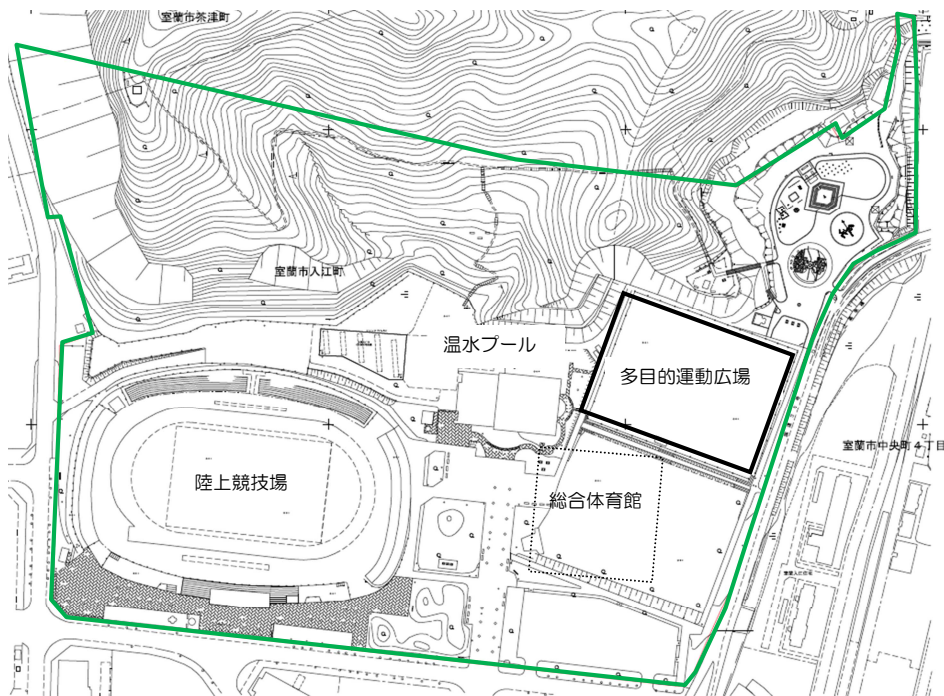
### 2. 条例改正の概要

入江運動公園多目的運動広場の廃止に伴い、所要の改正を行う。

※ 昭和 6 1 年度に入江運動公園多目的運動広場の供用開始

### 3. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



○ 室蘭市都市公園条例 新旧対照表 (昭和35年条例第14号)

改 正 後	改 正 前																					
別表第1の2 (第7条関係)	別表第1の2 (第7条関係)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園の名称</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中島公園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入江運動公園</td> <td>陸上競技場</td> </tr> <tr> <td>温水プール</td> </tr> <tr> <td>総合体育館</td> </tr> <tr> <td>室蘭岳山麓総合公園</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称	中島公園	(略)	入江運動公園	陸上競技場	温水プール	総合体育館	室蘭岳山麓総合公園	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園の名称</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中島公園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入江運動公園</td> <td>陸上競技場</td> </tr> <tr> <td>多目的運動広場</td> </tr> <tr> <td>温水プール</td> </tr> <tr> <td>総合体育館</td> </tr> <tr> <td>室蘭岳山麓総合公園</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称	中島公園	(略)	入江運動公園	陸上競技場	多目的運動広場	温水プール	総合体育館	室蘭岳山麓総合公園	(略)
有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称																					
中島公園	(略)																					
入江運動公園	陸上競技場																					
	温水プール																					
	総合体育館																					
室蘭岳山麓総合公園	(略)																					
有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称																					
中島公園	(略)																					
入江運動公園	陸上競技場																					
	多目的運動広場																					
	温水プール																					
	総合体育館																					
室蘭岳山麓総合公園	(略)																					
別表第3 (第10条、第21条関係)	別表第3 (第10条、第21条関係)																					
1、2 (略)	1、2 (略)																					
<u>(削る)</u>	<u>3 入江運動公園多目的運動広場</u> <u>専用使用料</u>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>時間外1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営利目的以外で使用する場合</td> <td>5,520円</td> <td>2,410円</td> <td>3,110円</td> <td>690円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1日	午前	午後	時間外1時間	営利目的以外で使用する場合	5,520円	2,410円	3,110円	690円											
区分	1日	午前	午後	時間外1時間																		
営利目的以外で使用する場合	5,520円	2,410円	3,110円	690円																		
	<u>備考</u>																					
	<u>1 1日とは9時から17時まで、午前とは9時から12時30分まで、午後とは12時30分から17時までをいう。</u>																					
	<u>2 時間外とは、9時から17時まで以外の時間をいう。</u>																					
	<u>3 この表の使用料により難いものについては、市長が別に定める。</u>																					
<u>3～5</u> (略)	<u>4～6</u> (略)																					

○ 室蘭市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表 第2条関係 (令和3年条例第9号)

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 室蘭市都市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の2に次のように加える。</p> <p>表 略</p> <p>別表第3の5の表の次に次の1表を加える。</p> <p><u>6 祝津公園サッカー場</u></p> <p>以下略</p>	<p>第2条 室蘭市都市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1の2に次のように加える。</p> <p>表 略</p> <p>別表第3の6の表の次に次の1表を加える。</p> <p><u>7 祝津公園サッカー場</u></p> <p>以下略</p>